

介護サービス事業所等自己点検票(指定訪問介護事業)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1 基本方針 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	1 訪問介護員等の員数 指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっているか。	都条例第111号第5条 都規則第141号第3条第1項第一号 都要領第三の一の1の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 サービス提供責任者 (1) 各指定訪問介護事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数(前3月の平均)が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 また、当該事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算しているか。 なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。	都条例第111号第5条第2項 都規則第141号第3条第1項第2号及び第2項 施行要領第三の一の1の(2)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 常勤換算方法とする事業所 利用者の数が40人を越える事業所については、常勤換算方法とすることができるが、以下のいずれかに該当するサービス提供責任者を配置しているか。 イ 利用者の数が40人を越える事業所 利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上 ロ 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上 ハ 利用者の数が200人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上 なお、サービス提供責任者として配置することのできる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。	施行要領第三の一の1の(2)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。 ただし、次の点に留意すること。 イ「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間が1月あたり30時間以内であること。 ロ「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、都条例においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば以下のような取組が行われていることをいう。 ・訪問介護員の勤務調整について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対し、チームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、(2)の規定に関わらず、都条例別表2に示すサービス提供責任者を配置するものとする。	都規則第141号第3条第4項 施行要領第三の一の1の(2)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	(4) サービス提供責任者は、常勤で専ら訪問介護の職務に従事する者であって、以下のいずれかに該当するか。 ①介護福祉士 ②介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者 ③障害福祉の共生型訪問介護のサービス提供責任者 ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	施行要領第三の一の1の(2)の④ 法施行規則第22条の23第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 管理者 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	都条例第111号第6条 施行要領第三の一の1の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
三 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。	都条例第111号第7条第1項 施行要領第三の一の2の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 相談室又はパーテーション等により設けた区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。	都条例第111号第7条第1項 施行要領第三の一の2の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が確保されているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等を備えているか。	都条例第111号第7条第1項 施行要領第三の一の2の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	1 管理者及びサービス提供責任者の責務 (1) 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。	都条例第111号第8条第1項 施行要領第三の一の3の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に、都条例「第2章 訪問介護」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	都条例第111号第8条第2項 施行要領第三の一の3の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供責任者は、条例第28条「訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ①指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をする。 ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。 ③居宅介護支援事業を行う者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う。 ④サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。 ⑤訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。 ⑥訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。 ⑦訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。 ⑧訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。 ⑨その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。	都条例第111号第8条第3項 施行要領第三の一の3の(2)及び(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※1 「必要な情報」の内容については、利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供の内容は、サービス提供責任者が適切に判断しているか。	都条例第111号第8条第3項第三号 施行要領第三の一の3の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	※2 平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修修了者が従事できるようになることから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJTを通じて支援を行っているか。 また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導しているか。 さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行なっているか。	都条例第111号第8条第3項第三号第五号～第八号 施行要領第三の一の3の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 運営規程 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務) ⑧その他運営に関する重要事項	都条例第111号第9条 施行要領第三の一の3の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 介護等の総合的な提供 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏っていないか。 また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容及び、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限定していないか。	都条例第111号第10条 施行要領第三の一の3の(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 勤務体制の確保等 (1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。 具体的には、指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。	都条例第111号第11条第1項 施行要領第三の一の3の(6)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。	都条例第111号第11条第2項 施行要領第三の一の3の(6)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	都条例第111号第11条第3項 施行要領第三の一の3の(6)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第11条第4項 施行要領第三の一の3の(6)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務) (1) 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第111号第11条の2第1項 施行要領第三の一の3の(7)の①及び②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	都条例第111号第11条の2第2項 施行要領第三の一の3の(7)の③及び④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行っているか。	都条例第111号第11条の2第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	6 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。また、文書は、わかりやすいものとなっているか。	都条例第111号第12条第1項 施行要領第三の一の3の(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日老振第76号)の1に該当する場合を除く。)	都条例第111号第13条 施行要領第三の一の3の(9)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 サービス提供困難時の対応 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第14条 施行要領第三の一の3の(10)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 受給資格等の確認 (1) 指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	都条例第111号第15条第1項 施行要領第三の一の3の(11)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めているか。	都条例第111号第15条第2項 施行要領第三の一の3の(11)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定訪問介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第16条第1項 施行要領第三の一の3の(12)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	都条例第111号第16条第2項 施行要領第三の一の3の(12)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 心身の状況等の把握 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第18条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例第111号第18条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第19条 施行要領第三の一の3の(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	14 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。	都条例第111号第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 居宅サービス計画等の変更の援助 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	都条例第111号第21条 施行要領第三の一の3の(14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16 身分を証する書類の携行 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載しているか。	都条例第111号第22条 施行要領第三の一の3の(15)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17 サービスの提供の記録 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。	都条例第111号第23条第1項 施行要領第三の一の3の(16)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 利用料等の受領 (1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 指定訪問介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定訪問介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	都条例第111号第24条第1項 施行要領第三の一の3の(17)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	都条例第111号第24条第2項 施行要領第三の一の3の(17)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	都条例第111号第24条第3項 施行要領第三の一の3の(17)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	都条例第111号第24条第4項 施行要領第三の一の3の(17)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法第41条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	施行規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 保険給付の請求の申請に必要な証明書の交付 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	都条例第111号第25条 施行要領第三の一の3の(18)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	20 指定訪問介護の基本取扱方針	都条例第111号第26条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第111号第26条第2項 施行要領第三の一の3の(19)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21 指定訪問介護の具体的取扱方針	都条例第111号第27条第一号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供方法等について説明を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	都条例第111号第27条第二号 施行要領第三の一の3の(19)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行なっているか。	都条例第111号第27条第三号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22 訪問介護計画の作成	都条例第111号第28条第1項 施行要領第三の一の3の(20)の①②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。また、訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	都条例第111号第28条第2項 施行要領第三の一の3の(20)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。	都条例第111号第28条第3項 施行要領第三の一の3の(20)の④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。この場合、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	都条例第111号第28条第4項 施行要領第三の一の3の(20)の⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	施行要領第三の一の3の(20)の⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23 同居家族に対するサービス提供の禁止	都条例第111号第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合には、当該利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24 利用者に関する区市町村への通知	都条例第111号第30条 施行要領第三の一の3の(21)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25 緊急時等の対応	都条例第111号第31条 施行要領第三の一の3の(22)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	26 衛生管理等	都条例第111号第32条第1項 施行要領第三の一の3の(23)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	都条例第111号第32条第2項 施行要領第三の一の3の(23)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定訪問介護事業者は、指定介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。(令和6年3月31日まで努力義務)	都条例第111号第32条第3項 都規則第141号第4条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ることをしているか。	施行要領第三の一の3の(23)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	27 掲示	都条例第111号第33条第1項 施行要領第三の一の3の(24)の①②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 上記に規定する事項を記載した書面を当該指定指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	28 秘密保持等	都条例第111号第34条第1項 施行要領第三の一の3の(25)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 指定訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	都条例第111号第34条第2項 施行要領第三の一の3の(25)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第111号第34条第3項 施行要領第三の一の3の(25)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29 広告	都条例第111号第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 不当な働きかけの禁止	都条例第111号第35条の2 施行要領第三の一の3の(26)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なのないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	都条例第111号第36条 施行要領第三の一の3の(27)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	32 苦情処理	都条例第111号第37条第1項 施行要領第三の一の3の(28)の①			
	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、都条例第41条第2項の規定に基づき、2年間保存しているか。	都条例第111号第37条第2項 施行要領第三の一の3の(28)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	施行要領第三の一の3の(28)の②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 この場合において、区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。	都条例第111号第37条第3項 施行要領第三の一の3の(28)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第111号第37条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	33 地域との連携	都条例第111号第38条 施行要領第三の一の3の(29)			
	(1) 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業所は指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	34 事故発生時の対応	都条例第111号第39条第1項 施行要領第三の一の3の(30)			
(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	都条例第111号第39条第2項 施行要領第三の一の3の(30)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	都条例第111号第39条 施行要領第三の一の3の(30)の③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	35 虐待の防止(令和6年3月31日まで努力義務) (1) 指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。 ② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ 前3号に掲げる「措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第39条の2 都規則第141号第4条の3第1項及び第2項 施行要領第三の一の3の(31)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	36 会計の区分 (1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第40条 施行要領第三の一の3の(32)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	施行要領第三の一の3の(32) 老振発第18号 老高発0329第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	37 記録の整備 (1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	都条例第111号第41条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 訪問介護計画 ② 基準条例第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準条例第30条に規定する区市町村への通知に係る記録 ④ 基準条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 基準条例第39条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	都条例第111号第41条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
五 共生型サービスに関する基準	1 共生型訪問介護の基準 (1) 訪問介護に係る共生型居宅サービスの事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者は、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 ① 指定居宅介護事業所及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であるか。 ② 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	都条例第111号第41条の2 施行規則第4条の2 施行要領第三の一の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者、サービス提供責任者の員数及び管理者 ① 従業者(ホームヘルパー) 指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所の従業者に員数が、共生型訪問介護を受ける利用者の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上か。 ② サービス提供責任者 指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者及び共生型訪問介護の利用者の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ③ 管理者 指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	都条例第111号第41条の2 施行規則第4条の2 施行要領第三の一の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 共生型サービスに関する基準	(3) 設備に関する基準 指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしているか。	都条例第111号第41条の2 施行規則第4条の2第一号 施行要領第三の一の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	都条例第111号第41条の2 施行規則第4条の2第二号 施行要領第三の一の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 運営に関する基準 都条例第4条並びに第4節の規定を遵守しているか。	都条例第111号第41条の3 施行規則第4条の3 施行要領第三の一の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
六 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
七 介護給付費の算定及び取扱い	1 訪問介護の所要時間 (1) 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が利用者に対して指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注1 留意事項についての第二の2の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 訪問介護の所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、訪問介護計画の作成時には硬直的な運用にならないように十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、指定訪問介護を実際に行った時間を記録させるとともに、当該時間が指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者に、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画に見直しを行わせているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所定時間を合算しているか(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	2 身体介護中心型の算定 (1) 身体介護が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。 なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満である場合は、「所要時間20分未満」の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満であって、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、「所要時間20分未満」の所定単位数を当該算定月における1月当たりの訪問介護費を指定地域密着型サービスに要する費用の額に算定に関する基準の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の「訪問看護サービスを行わない場合」のうち、当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注2 留意事項についての第二の2の(5) 厚告94号第一号 厚告95号第一号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも該当しているか。 ① 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応ができる体制にあること。 ② 指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当すること。 ・当該事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。 ・当該事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次のいずれにも該当する利用者であるか。 ① 要介護1又は要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの ・要介護3、要介護4又は要介護5である利用者であって、疾病若しくは傷害若しくはそれらの後遺症又は老衰により生じた身体機能の低下が認められることから、屋内での生活に介護を必要とするもの ② 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、おおむね1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む所要時間が20分未満の指定訪問介護の提供が必要であると認められた利用者		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 生活援助中心型の算定 (1) 生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注3 留意事項についての第二の2の(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注3 留意事項についての第二の2の(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	4 通院等のための乗車又は降車介助中心の算定 (1) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注4 留意事項についての第二の2の(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 通院等乗降介助の単位を算定する場合 ①通院等乗降介助を行う場合には、「身体介護中心型」の所定単位数を算定していないか。 ②通院等乗降介助の単位を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定しているか。(乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。) ③利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じか。この場合の「通院等」には、入院と退院も含まれる。 ④サービス行為については、それぞれ具体的に介助する行為を要しているか。 ⑤1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して通院等乗降介助を行なった場合も、1回の通院等乗降介助として算定しているか。 ⑥居宅サービス計画において、通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨及び総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(身体介護で所要時間20分未満の所定単位数を算定する場合を除く。)は、身体介護が中心である場合の所定単位数にかかわらず、身体介護が中心である場合の所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分以上で67単位、(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注5 留意事項についての第二の2の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定 「身体介護が中心である場合」及び「生活援助が中心である場合」については、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注6 留意事項についての第二の2の(10) 厚告94号第三号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 厚生労働大臣が定める要件 2人の訪問介護員等により指定訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当しているか。 ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 早朝・夜間・深夜加算 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)又は早朝(午前6時から午前8時まで時間をいう。以下同じ。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注7 留意事項についての第二の2の(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	8 特定事業所加算	厚告19号別表1のイからハまでの注8 留意事項についての第二の2の(12) 厚告95号第三号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、特定事業所加算(Ⅲ)及び(Ⅴ)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ニ 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の100分の5に相当する単位数 ホ 特定事業所加算(Ⅴ) 所定単位数の100分の3に相当する単位数				
	(2) 厚生労働大臣が定める基準 イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (一) 全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修の受講を含む)を実施又は実施を予定していること。 (二) 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 ①利用者にに関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員などの技術指導を目的とした会議(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すること。 ②指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (三)当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し健康診断等を定期的実施すること。 (四)指定居宅サービス等基準第29条第六号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 (五)訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の合計が100分の50以上であること。 (六)全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課修了者、若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居宅サービス等基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか。 (七)前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が100分の20以上であること。				
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ) イの(一)から(四)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(五)又は(六)のいずれかに適合しているか。				
ハ 特定事業所加算(Ⅲ) イの(一)から(四)まで及び(七)に掲げる基準のいずれにも適合すること。					

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	エ 特定事業所加算(IV) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (一) イの(二)から(四)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (二) 指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 (三) 指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 (四) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が60%以上であること。	厚告19号別表1のイからハまでの注9 留意事項についての第二の2の(13) 厚告95号第三号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ホ 介護職員処遇改善加算(V) (一) イ(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (二) 指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいい、算定にあたっては、当該事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※イ(五)及びホ(二)の職員の割合及び(七)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものか。 ・前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 ・前3月の実績により届出を行った事業所については届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については直ちに届出を提出しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 共生型訪問介護の所定単位数等の取扱い ① 共生型居宅サービスの事業を行う指定居宅介護事業者が当該事業を行う事業所において、居宅介護従事者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型訪問介護を行った場合には、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 ② 共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従事者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。 ③ 共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注9 留意事項についての第二の2の(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い ① 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ② 指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居宅する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注10 留意事項についての第二の2の(14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 特別地域訪問介護加算 別に厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に所在する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注11 留意事項についての第二の2の(15)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	12 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号第一号)に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり延訪問回数が200回以下)に適合する指定訪問介護事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注12 留意事項についての第二の2の(16) 厚告96号第一号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号第二号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注13 留意事項についての第二の2の(17)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14 緊急時訪問介護加算 利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。)が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を行った場合は、1回につき100単位を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注14 留意事項についての第二の2の(18)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 緊急時訪問介護加算について ①居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定しているか。 ②当該加算の対象となる訪問介護の所要時間については、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図った上、利用者又はその家族等からの要請内容から、当該訪問介護に要する標準的な時間を、介護支援専門員が判断しているか。 ③当該加算の対象となる訪問介護を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び当該加算の対象である旨記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問介護費を算定していないか。 ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、所定単位数を算定しているか。	厚告19号別表1のイからハまでの注15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16 初回加算 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は当該訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、加算をしているか。	厚告19号別表1の二の注 留意事項についての第二の2の(19)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 初回加算について ①利用者が過去2月間に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定しているか。 ②サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合には、同行訪問した旨を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	<p>17 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行っているか。</p> <p>※生活機能向上連携加算(Ⅰ)について 本加算については、(2)※②、⑤及び⑥を除いて(2)※を適用する。 a (2)※①の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等は、当該利用者のADL及びADLの状況について、指定訪問リハビリテーション事業所等の場において把握し、又は、サービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話等を用いて把握した上で、当該サービス提供責任者に助言を行っているか。 b サービス提供責任者はaの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、訪問介護計画の作成を行っているか。また、当該訪問介護計画には、aの助言の内容を記載しているか。</p>	<p>厚告19号別表1のホの注1及び注2 留意事項についての第二の2の(20)</p>	□	□	□
	<p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</p> <p>利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該医師等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行っているか。</p> <p>※生活機能向上連携加算(Ⅱ)について ①生活機能の向上を目的とした計画が、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定訪問介護の内容を定めたものとなっているか。 ②①の訪問介護計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、利用者の状況につき評価を行っているか。 ③①の訪問介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げる内容を記載しているか。 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 ④③b及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定しているか。 ⑤3月を超えて本加算を算定する場合は、再度②の評価に基づき訪問介護計画を見直しているか。 ⑥本加算の算定期間中は、各月における目標の達成度合につき、利用者及び指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で適切な対応を行っているか。</p>		□	□	□
	<p>18 認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないか。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位</p>	<p>厚告19号別表1のへの注 留意事項についての第二の2の(21) 厚告95号第三の二 厚告94号第三の二</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増やすごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p>	<p>厚告19号別表1のへの注 留意事項についての第二の2の(21) 厚告95号第三の二 厚告94号第三の二</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの基準いずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>				
	<p>19 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)(5)については別に厚生労働大臣が定める期間までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>[経過措置] ※令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、従前の例によることことができる。</p>	<p>厚告19号別表1のへの注 留意事項についての第二の2の(22)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ			
七 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。</p>	<p>厚告19号別表1の注 留意事項についての第二の2の(22)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
七 介護給付費の算定及び取扱い	ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。	厚告19号別表1の注 留意事項についての第二の2の(22)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の42に相当する単位数	厚告19号別表1の子の注 留意事項についての第二の2の(23)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二)指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (2)当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3)介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4)当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5)訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定していること。 (6)訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	